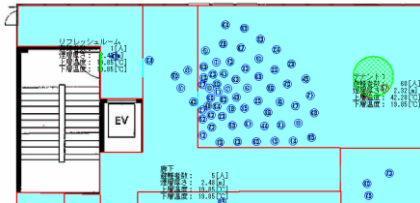


火災予防条例の特例等で使用する火災避難シミュレーションの取扱いについて

1 火災避難シミュレーションとは

火災避難シミュレーションとは、火災により発生する煙の影響と、人が避難口まで避難する状況とを比較し、可視化することで、火災時の避難安全性を確認するためのものです。

以下の火災予防条例（以下「条例」という。）の適用において、「**予測される避難に必要な時間**」を算定する際に火災避難シミュレーションが活用されています。



<火災避難シミュレーションの例>

➤ 条例第51条の2

【基準の特例】

次の各号に掲げる防火対象物の客席又は避難通路について、消防署長が～略～これらの状況から**予測される避難に必要な時間**※から判断して支障がないと認めるときは、当該各号の規定によらないことができる。

- 1 劇場等の屋内又は屋外の客席（条例第48条又は第49条）
- 2 キャバレー等又は飲食店の客席（条例第50条）
- 3 百貨店等の階又は地下街の物品販売業を営む店舗の一の構えの補助避難通路（条例第51条第4項）

➤ 条例第53条の3

【不特定の者が出入りする店舗等の避難の管理】

不特定の者が出入りする店舗等が存する階の関係者は、訓練その他避難に必要な管理に際し、～略～避難施設の配置等の状況から**予測される避難に必要な時間を算定**※し、その結果の活用に努めなければならない。

※ 内規で定められており、予防事務審査・検査基準で算定要領を公開しています。

2 取扱いの変更点（令和7年8月1日施行）

(1) 火災避難シミュレーションの評価制度の新設

民間企業が開発した火災避難シミュレーションを当庁が評価し、「予測される避難に必要な時間」の算定方法として適当と認めた場合、これを公表する制度を新設しました。

- 評価申請の方法や評価基準等は当庁のホームページに掲載します。
- 申請のあったシミュレーションについては学識経験者等を交えた検討会にて評価を実施します。
- 評価された火災避難シミュレーションの情報は当庁のホームページに随時公開します。

(2) 火災避難シミュレーションの拡充

評価制度の新設により、「予測される避難に必要な時間」の算定に際し、当庁が開発した火災避難シミュレーションに加え、**当庁の評価を受けた火災避難シミュレーションが新たに使用できるようになり、様々な条件で解析が可能となりました。**

(3) 劇場等の客席基準等に係る特例の認定方法の変更

これまで、当庁の火災避難シミュレーションでは条件上解析できない場合に限り、建築基準法で用いる「避難安全検証法」による検証で特例を認定していましたが、今後は火災避難シミュレーションでの解析結果でのみ特例認定をすることになります。

- ※1 令和8年3月31日までは周知期間としており、避難安全検証法を使用できます。
- ※2 既に条例第51条の2に規定する基準の特例を受けている施設は、従前の特例を継続して適用することができます。